

# 嘉穂高等学校第43回生同期会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、嘉穂高等学校第43回生同期会と称する。

### (事務局設置場所)

第2条 この会の事務局は、事務局長が指定する場所に置く。

### (目的)

第3条 この会は、嘉穂高等学校同窓会本部との連携協力のもと、会員相互の親睦を図り、母校嘉穂高等学校の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会の開催及び会報の発行等、会員相互の親睦に関する事業
- (2) 母校嘉穂高等学校への助成等、在校生の活動支援事業
- (3) 嘉穂高等学校大同窓会及び各地区支部総会の当番年度における企画運営及び他年度における協力に関する事業
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な諸事業

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 この会の会員は、福岡県立嘉穂高等学校第43回卒業生とする。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### (役員の種別及び定数)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 会計 若干名
- (4) 事務局 若干名
- (5) 総務委員長 1名
- (6) 財務委員長 1名
- (7) 企画委員長 1名

(8) 広報委員長 1名

(9) 監査委員 2名

### 第3章 役員

#### (役員を選任等)

第8条 会長及び監査委員は、総会において会員の中から選任する。

2 その他の役員は、会長が会員の中から任免する。

3 事務局は、互選により事務局長を1名選任する。

4 監査委員は、その他の役員又は委員を兼ねることができない。

#### (役員の仕事)

第9条 役員は、役員会を構成し、この会則及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。役員は、前項の他、各々次に掲げる業務を遂行する。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。

(3) 会計は、同期会の会費などの経理を行う。

(4) 事務局は、事務局の業務を統括する。

(5) 各委員長は、各委員会の業務を統括する。

(6) 監査委員は、この会の業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

#### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、この会発足当初の役員の仕事は、平成29年度嘉中・嘉高大同窓会及び懇親会開催後、最初に招集される総会終了までとする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を遂行しなければならない。

### 第4章 総会

#### (総会)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

#### (総会の種別及び招集)

第12条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とし、会長が招集する。定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときこれを招集する。

#### (議長)

第13条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した場合はこの限りではない。

**(総会の決議事項)**

**第 14 条** 総会は、次のことを決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会長及び監査委員の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 会費の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、役員会が総会にはかることを適当とした事項

**(議決)**

**第 15 条** 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

**(表決の委任)**

**第 16 条** やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

**第 5 章 役員会**

**(役員会)**

**第 17 条** 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員長、財務委員長、企画委員長、広報委員長をもって構成する。

**(役員会の任務)**

**第 18 条** 役員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案及び収支予算案並びにその変更案の作成
- (2) 予算の執行、決算書及び事業報告書の作成
- (3) 総会にはかる議案の決定及び作成
- (4) 地区委員の選出
- (5) この会の業務執行に関する事項
- (6) 第 4 条第 3 号の事業にあたって必要な運営委員会等の設置及び廃止に関する事項
- (7) 嘉穂高等学校同窓会本部の要請に基づく本部常任理事及び理事の推薦
- (8) この会則施行に関する諸規程及び細則等の決定及び作成
- (9) その他、この会の運営に必要な事項

**(議決)**

**第 19 条** 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

## 第6章 委員会

### (委員会)

第20条 この会に、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 広報委員会

2 各委員会は、委員長が会員の中から選出した委員をもって構成する。

3 委員長は、各委員会の委員の中から、それぞれ3名以内を副委員長に指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その任務を代行する。

### (委員会の任務)

第21条 各委員会は、委員長の統括の下、次の任務を遂行する。

- (1) 総務委員会は、大同窓会総会、同期会総会の総務を行う。
- (2) 財務委員会は、会費の徴収、寄附金募集、その他この会の財務一般を行う。
- (3) 企画委員会は、大同窓会及び同期会総会のアトラクション、会場設営など企画、実行を行う。
- (4) 広報委員会は、会報の発行、その他広報渉外全般を行う。

### (副委員長及び委員の任期)

第22条 各委員会の副委員長及び委員の任期は、第10条各項の規定を準用する。

## 第7章 クラス委員

### (クラス委員)

第23条 卒業時のクラスごとに、クラス委員若干名を置く。

2 クラス委員の選出方法は、各クラスに委ねる。

### (クラス委員の任務)

第24条 クラス委員は、クラス全体を掌握し、クラスの会員との連絡調整を行う。

### (クラス委員の任期)

第25条 クラス委員の任期は第10条各項の規定を準用する。

## 第8章 地区連絡委員

### (地区連絡委員)

第26条 次の地区に、地区連絡委員を若干名置く。

- (1) 関東地区

- (2) 関西地区
- (3) 福岡地区
- (4) 北九州地区

2 地区連絡委員は、当該地区在住の会員の中から役員会で選出し、会長が選任する。ただし、役員会が必要と認めたときは、地区外在住の会員の中から選任することができる。

#### (地区連絡委員の任務)

第 27 条 地区連絡委員は、担当地区を掌握し、担当地区在住の会員及び担当地区に存する嘉穂高等学校同窓会支部との連絡調整を行う。

#### (地区連絡委員の任期)

第 28 条 地区連絡委員の任期は第 10 条各項の規定を準用する。

## 第 9 章 会計

#### (事業計画及び予算)

第 29 条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、役員会が作成し、総会の承認を経なければならない。

#### (事業報告及び決算)

第 30 条 この会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年後終了後、速やかに役員会が作成し、監査委員の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

#### (事業年度)

第 31 条 この会の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり翌年 11 月 30 日に終わる。

## 第 10 章 雑則

#### (個人情報保護)

第 32 条 会員は、その活動中に知り得た個人情報は第 3 条の目的にのみ使用することとし、その取り扱い方法は法令に基づいたものとする。

#### (諸規程等)

第 33 条 この会則の施行に関する諸規程及び細則等この会の運営に必要な事項は、役員会の決議をもって別に定める。

#### 附則

- 1 この会則は、平成 27 年 11 月 7 日から施行する。
- 2 この会の発足当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、発足の日から平成 28 年 11 月 30 日までとする。